

セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)

薬局、薬店、ドラッグストア
従業員様向け参考資料

日本一般用医薬品連合会

< 目次 >

1. どのような税制なのか？
参考資料(1種類)
2. 創設の目的は？
3. 一定の取組とは？
4. 特定成分を含んだ
OTC医薬品とは？
5. 告示された82成分とは？
6. 申告対象となる人は？
7. 施行日・1年間の期間は
いつですか？
8. 対象のOTC医薬品は
どこでわかるのか？(①)
9. 対象のOTC医薬品は
どこでわかるのか？(②)
10. 一定の取組の証明書は？
11. いくら税金が戻ってくるの？
12. 確定申告はどのように
すればいいの？(①)
13. 確定申告はどのように
すればいいの？(②)
14. お客様にお伝えすることは？
参考資料(2種類)
15. ご留意いただきたいこと

1. どのような税制なのか？

- ✓ 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、
- ✓ 健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組(P. 6参照)を行う個人が、
- ✓ 平成29年1月1日～平成33年12月31日迄の間に、
- ✓ 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品(P.7参照)の購入の対価を支払った場合において、
- ✓ その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限:8万8千円)について、
- ✓ その年分の総所得金額等から控除する新税制です。

1. どのような税制なのか？

【参考】厚生労働省 公表資料

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設 （所得税、個人住民税）

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。**

（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
 （類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

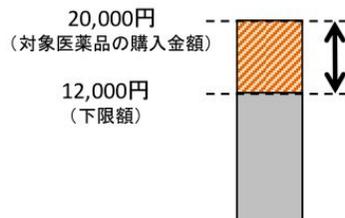
2. 制度の内容

■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- スイッチOTC医薬品の成分数：82（平成27年12月1日時点）
 - 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
 - （注）上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない
 - 具体的な対象医薬品の範囲等は、税制改正法案成立後、関係者と協力して周知を行っていく。

本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



- 8,000円が課税所得から控除される
（対象医薬品の購入金額：20,000円－下限額：12,000円＝8,000円）
- 減税額
 - ・所得税：1,600円の減税効果（控除額：8,000円×所得税率：20%＝1,600円）
 - ・個人住民税：800円の減税効果（控除額：8,000円×個人住民税率：10%＝800円）

2. 創設の目的は？

- ✓ セルフメディケーションを自発的に取り組む環境整備を行うため。
- ✓ 適切な健康管理の下で医療用医薬品との代替性が高い特定成分を含んだOTC医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品）の使用推進を図るため。
- ✓ 健康の維持増進および疾病の予防の為に一定の取組を行っている申告者が、従来の医療費控除との選択適用を可能にするため。

3. 一定の取組とは？

✓申告者が申告対象の1年間(1～12月)に以下のいずれかを受けます。

- 特定健康診査 (いわゆるメタボ健診)
- 予防接種
- 定期健康診断 (事業主健診)
- 健康診査
- がん検診

4. 特定成分を含んだ OTC医薬品とは？

- ✓ 医療用医薬品から転用された82成分(※1)を含む
OTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品)
です。

(※1:本年3月31日付、平成28年厚生労働省告示第178号
にて82成分を告示。(P.8参照))

(※1:いわゆるダイレクトOTCは本制度の対象ではありません。)

- ✓ 厚生労働省ホームページ(※2)に対象となるOTC
医薬品の品目名が掲載されています。

(※2: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)

- ✓ 平成28年8月17日現在:1,517品目。

(必要に応じて2ヶ月に1回更新することが予定されています。)

5. 告示された82成分とは？



1	アシクロビル	29	ゲファルナート	57	ピレンゼピン
2	アシタザノラスト	30	シクロピロクスオラミン	58	ピロキシカム
3	L-アスパラギン酸カルシウム	31	ジクロフェナク	59	ファモチジン
4	アゼラスチン	32	シメチジン	60	フェキサフェナジン
5	アモロルフィン	33	ジメモルファン	61	フェルビナク
6	アルミノプロフェン	34	スルコナゾール	62	ブチルスコポラミン
7	アンブロキシール	35	セチリジン	63	フッ化ナトリウム (洗口液に限る。)
8	イコサペント酸エチル	36	セトラキサート	64	ブテナフィン
9	イソコナゾール	37	ソイステロール	65	プラノプロフェン
10	イソチベンジル (歯痛・歯槽膿漏薬に限る。)	38	ソファルコン	66	フラボキサート
11	イブプロフェン	39	チオコナナジール	67	プレドニゾン吉草酸エステル
12	イブプロフェンピコノール	40	チキジウム	68	ブロムヘキシシ
13	インドメタシン	41	チメピジウム	69	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
14	ウフェナマート	42	テプレノン	70	ヘプロニカート
15	エキサラミド	43	テルビナフィン	71	ペミロラストカリウム
16	エコナゾール	44	トラニラスト	72	ポリエチレンスルホン酸
17	エバスチン	45	トリアムシノロンアセトニド	73	ポリエンホスファチジルコリン
18	エピナスチン	46	トリメブチン	74	ミコナゾール
19	エブラジノン	47	トルシクラート	75	メキタジン
20	エメダスチン	48	トロキシピド	76	メコバラミン
21	オキシコナゾール	49	ニコチン	77	ユビデカレノン
22	オキシメタゾリン	50	ニザチジン	78	ラニチジン
23	オキセサゼイン	51	ネチコナゾール	79	ラノコナゾール
24	カルボシステイン	52	ピコスルファート	80	ロキサチジン酢酸エステル
25	クロトリマゾール (膣カンジダ治療薬に限る。)	53	ビソキサチン酢酸エステル	81	ロキソプロフェン
26	クロモグリク酸	54	ビダラビン	82	ロペラミド
27	ケトチフェン	55	ヒドロコルチゾン酪酸エステル		
28	ケトプロフェン	56	ビホナゾール		

6. 申告対象となる人は？

以下の3つの事項の全てに該当する人です。

- ✓ 所得税、住民税を納めている。
- ✓ 1年間(1～12月)に健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組(詳細はP.6参照)を行っている。
- ✓ 1年間(1～12月)で、対象となるOTC医薬品を12,000円を超えて購入している(扶養家族分を合算)。

7. 施行日・1年間の期間はいつですか？

- ✓ 施行日：2017年（平成29年）1月1日です。
- ✓ 申告予定者は、1月1日～12月31日の1年間で、対象となるOTC医薬品の購入合計金額をレシート（領収書）で確認することになります。
- ✓ 同様に1月1日～12月31日の1年間に、健康の維持増進および疾病の予防への取組（P.6を参照）を受けているか否かを確認することになります。

8. 対象のOTC医薬品はどこで わかるのか？ (①)

- ✓ 製造メーカーにて、対象となるOTC医薬品のパッケージに右上の識別マークを印刷またはシールにて貼付する準備を進めています。

(右上の識別マークは、商標登録出願中です。)

- ✓ 施行日(2017年1月1日)までに多くの対象製品をマーク付きに置き換えていく予定です。

- ・10月を目安にマーク付き製品を順次出荷する予定です。
- ・本マーク表示に法的義務は無く、生産の都合等の理由から表示されていない対象製品もあります。
- ・POP、プライスカード等にて対象製品である旨の案内にご協力願います。

9. 対象のOTC医薬品はどこで わかるのか？(②)

✓ 施行日(2017年1月1日)以降、対象製品を
販売時、レシート(領収書)に以下を明記します。

・①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制
対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日 の明記が必須。

・上記の「③当該商品が税制対象である旨の明示」について、
キャッシュレジスターが発行するレシートでの対応例：

ケース1. 商品名の前にマーク(例：★(マークは各社で自由に設定))を
付すとともに、当該マークが付いている商品が、セルフメディ
ケーション税制対象商品である旨(★印はセルフメディケー
ション税制対象商品)をレシートに記載。

ケース2. 対象商品のみ合計額を分けて記載。

9. 対象のOTC医薬品はどこでわかるのか？(②)

【参考】明細出力されるレジシステムの場合

ケース1: 購入品がまとめて印字される場合

- ・対象商品の欄には★印を印字する。
- ・別欄に、★印は税制対象品目である旨を明示する。

【ケース1】

「ドラッグ」

〈領収書〉

TEL: 03-6907-XXXX

ポイントカード会員募集中!

[000617-002] No. 77075
2015年06月27日(土) 16:58[042]

106 1929 マトト アウ 800 370 1点 ¥95

★001 NEWアイアクリンHI-A 1点 ¥300

020 サグサデイクソンHI-A 1点 ¥257

小計 3点 ¥652

内税商品計 ¥652

(内消費税 ¥48)

合計 ¥652

現金 ¥1,052

金引金 ¥400

★印はセルフメディケーション税制対象商品

スイッチOTC医薬品の前に、★印を表示。
レシート上には★印の説明を記載。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

【ケース2】

「ドラッグ」

〈領収書〉

TEL: 03-6907-XXXX

ポイントカード会員募集中!

[000617-002] No. 77075
2015年06月27日(土) 16:58[042]

001 NEWアイアクリンHI-A 1点 ¥300

小計 1点 ¥300

(内消費税 ¥22)

上記はセルフメディケーション税制対象商品

〈領収書〉

106 1929 マトト アウ 800 370 1点 ¥95

020 サグサデイクソンHI-A 1点 ¥257

小計 2点 ¥352

(内消費税 ¥26)

合計 3点 ¥652

内税商品計 ¥652

(内消費税 ¥48)

合計 ¥652

現金 ¥1,052

金引金 ¥400

スイッチOTC医薬品の小計が分かるように記載の上、
その他商品と分けて出力。

ケース2: 購入品が分けて印字される場合

- ・税制対象品目のみまとめて印字する。
- ・同じ欄内に、税制対象品目である旨を明示する。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

9. 対象のOTC医薬品はどこで わかるのか？(②)

【参考】

ケース3: 明細出力されないレジでの出力の場合

- ・税制対象品目分は、その他の製品と分けて印刷。
- ・その後、手書きで右記の①、③等を記入する。

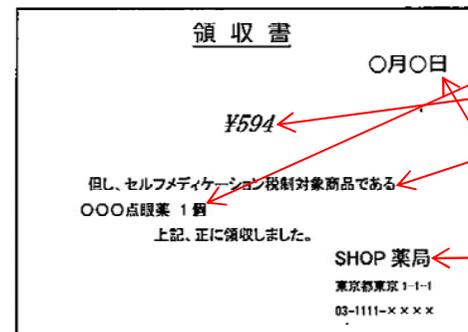


レジでは、先にスイッチOTC医薬品を入力し、自動領収書発行の上、但書で、販売者が対象商品を記入。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

ケース4: 手書きの領収書を発行する場合

- ・右記の①～⑤を記入する。



スイッチOTC医薬品は、手書領収書を発行。但書で、販売者が対象商品を記入。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

10. 一定の取組の証明書は？

- ✓ 現在、当局にて検討中です。
具体的に発表になりましたら、本ページを差し替えます。

11. いくら税金が戻ってくるの？

- ✓ 例：一定の取組を行った所得税率20%の申告者が、対象製品を年間5万円購入した場合、
- 所得税(国税)分：
 $(5万円 - 1万2,000円) \times 20\% = \underline{7,600円}$
 - 翌年度の住民税(地方税)分：
 $(5万円 - 1万2,000円) \times$
個人住民税率10% = 3,800円
 - 減税額：所得税 + 住民税 = 11,400円
- 11,400円が減税(戻ってくる)金額になります。

- ✓ 注意：1万2,000円を超えた金額が減税額(戻ってくる金額)になるわけではありません。

12. 確定申告はどのようにすれば いいの？(①)

- ✓ 確定申告をしたことがない方も多いと思いますが、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成することができます。
- ✓ この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。
- ✓ 従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することはできません。（どちらの適用とするかは、申告者自身で選択することになります。）

13. 確定申告はどのようにすれば いいの？(②)

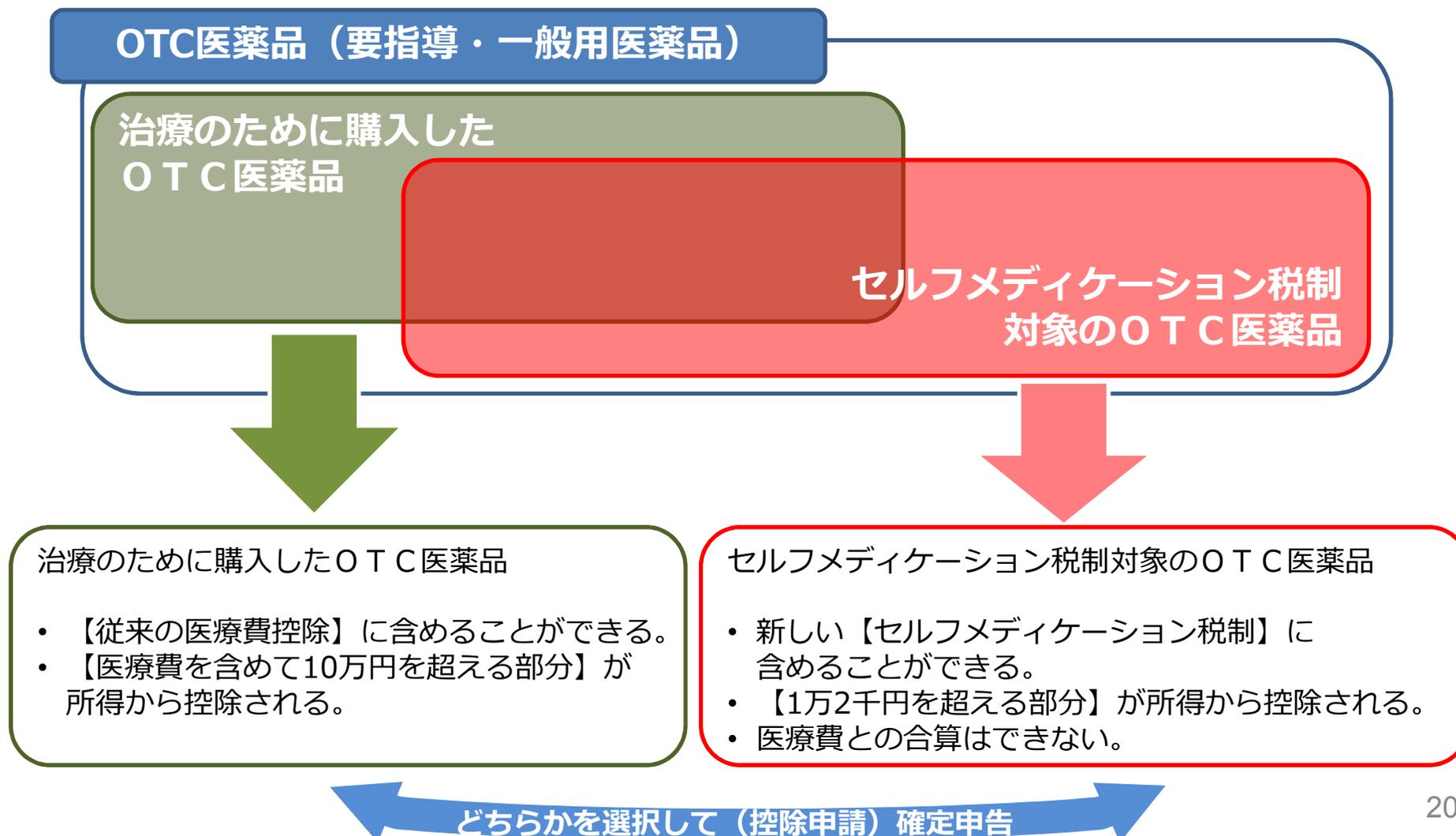
- ✓ 従来の医療費控除制度では、1年間に自己負担した医療費の合計が10万円を超えている必要がありました。が、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）であれば10万円以内で適用を受けられる可能性があります。
- ✓ 申告者自身が、どちらの医療費控除制度を選択したらよいかを決めることとなります。

14. お客様にお伝えすることは？

- ✓ 従来の医療費控除制度でも、治療のために購入したOTC医薬品の購入代金は、自己負担した医療費に含めることができます。
- ✓ したがって、OTC医薬品購入時のレシート（領収書）は保管いただくようお願いいたします。
- ✓ セルフメディケーション税制の施行日は、2017年（平成29年）1月1日です。
2016年（平成28年）12月31日までに購入した対象製品のレシート（領収書）は、セルフメディケーション税制の申告には使用できません。

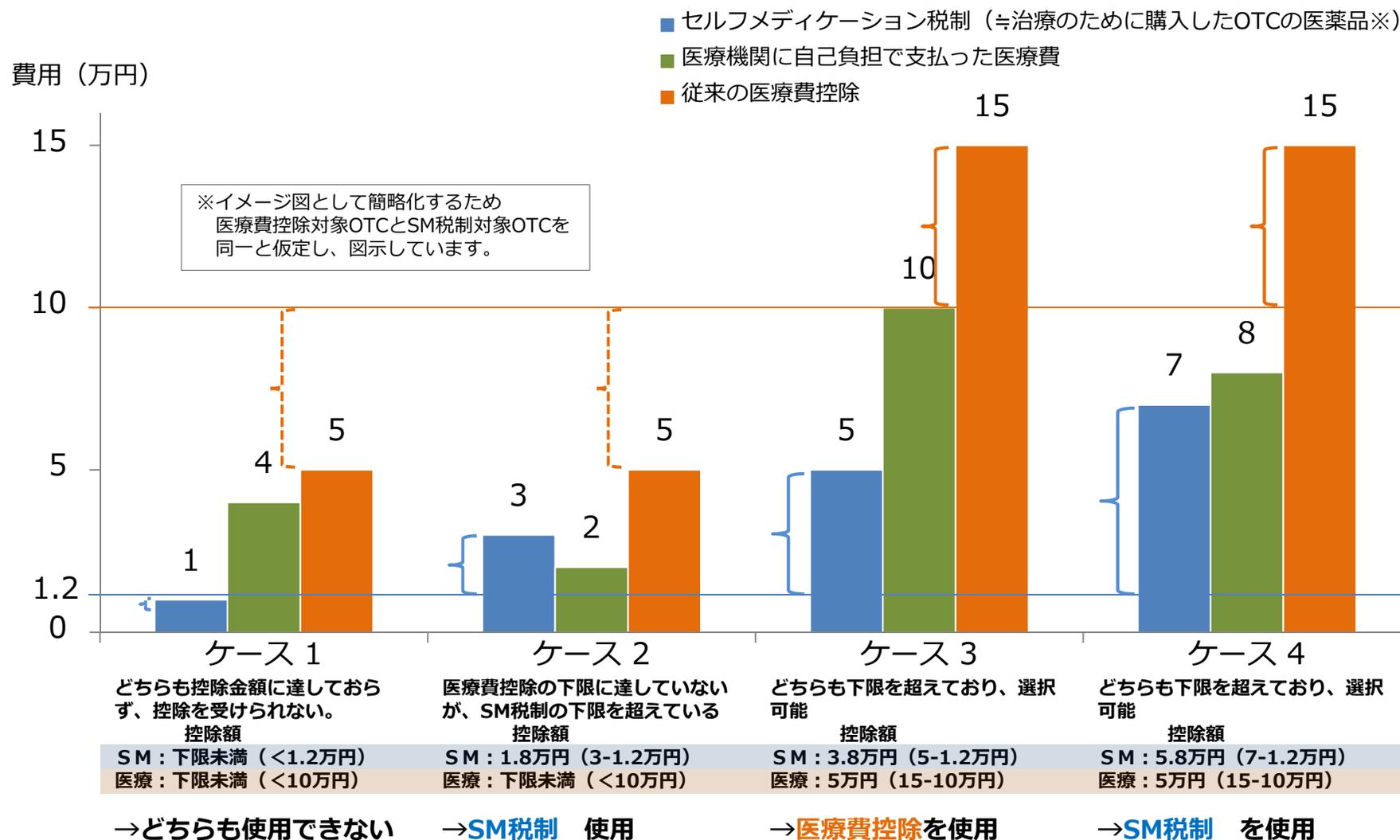
【参考】

従来の医療費控除と セルフメディケーション税制の関係(概略)



【参考】

従来の医療費控除と セルフメディケーション税制の関係(概略)



15. ご留意いただきたいこと

- ✓ セルフメディケーション税制の対象となるOTC医薬品であれば、製品パッケージに識別マークが無くとも対象となります。（識別マークの有無は、関係ありません。）
- ✓ したがって、パッケージに識別マークの無い対象製品であっても、通常通り販売いただきますようお願いいたします。

以 上